

# 社会福祉法人半田同胞園

## 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第3期）

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日 ～ 2031年3月31日

### 2. 目標と取組内容・実施期間

目標1：職員一人当たりの月平均残業時間を10時間以内とする。

#### <実施時期・取組内容>

- 2026年4月～ 各部署における残業実態を把握・分析し、削減に向けた協議を行う。その結果に基づき、ノー残業デーの拡大や残業事前申告制度の改定など、具体的な削減施策を順次運用開始する。
- 2027年4月～ 時差出勤制度など、多様な働き方を支援する新制度の導入に向けて、運用ルールや対象範囲についての具体的な検討・協議を行う。
- 2028年4月～ 柔軟な働き方を可能にする新制度の運用を開始する。あわせて、管理職を対象としたタイムマネジメントや多様な働き方に対応したマネジメント研修を実施する。
- 2029年4月～ 残業削減の効果や制度の利用状況を検証し、その結果に基づき、人員配置の見直しやICT活用による業務効率化等のさらなる改善策を講じる。

目標2：育児休業を取得しやすい職場風土を整備する。また、男性職員に対象者が発生した場合は、実施期間内に1名以上の取得を目指す。

#### <実施時期・取組内容>

- 2026年4月～ 現行の育児・介護休業規程および個別周知・意向確認の実施手順を再確認する。また、全職員を対象に、制度の仕組みなどを分かりやすく解説したパンフレットを作成・配布し、制度の「見える化」を図る。
- 2027年4月～ 管理職を対象に、妊娠・出産の報告時の適切な対応やマタハラ・パタハラ研修に加え、育休復職者への適切なマネジメントや育成に関する研修を実施し、相談しやすく働き続けやすい職場環境を整える。
- 2028年4月～ 対象者（本人または配偶者の妊娠・出産を届け出た職員）が発生した際の「個別周知・意向確認」の実施状況を記録・管理する体制を強化する。
- 2029年4月～ 風土整備による意識の変化や、個別周知・意向確認の「分かりやすさ」について再検証する。職員のフィードバックに基づき、説明資料の改訂や面談時期の最適化等の改善を行う。

### 目標3：子の看護休暇制度を拡充する。

#### <実施時期・取組内容>

- 2026年 4月～ 現行の子の看護等休暇制度の利用実績を把握し、制度の内容に関する職員のニーズを調査する。
- 2026年 10月～ ニーズ調査の結果に基づき、対象となる子の範囲拡大や、法定を上回る日数の付与、有給化等の具体的な拡充案について検討・協議を行う。
- 2027年 4月～ 拡充した制度を就業規則等に反映し、運用を開始する。あわせて、施設内掲示等を通じて制度内容を全職員に周知し、利用を促進する。
- 2028年 4月～ 制度拡充後の取得日数や利用状況を検証し、その結果に基づき、業務分担の見直しなど休暇を取りやすい環境整備を行う。